

町田市総合戦略協議会設置要綱

第1 設置

まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項の規定に基づく町田市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定に資するため、町田市総合戦略協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第2 役割

協議会は、総合戦略の策定に関し必要な事項について協議する。

第3 組織

- 1 協議会は、委員11人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者 1人
 - (2) 市民団体等の代表 10人以内

第4 委員の任期

委員の任期は、総合戦略が策定されるまでの間とする。

第5 会長

- 1 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

第6 会議

- 1 協議会は、必要に応じ会長が招集する。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。

第7 庶務

協議会の庶務は、政策経営部企画政策課において処理する。

第8 委任

この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、2015年6月1日から適用する。
- 2 この要綱は、2016年3月31日限り、その効力を失う。